別表十（五）付表二　記載要領

1　この表は、通算法人が当該事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）において租税特別措置法第59条の３第１項（特許権等の譲渡等による所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　当該通算法人が修正申告又は国税通則法第23条第１項（更正の請求）の規定による更正の請求をする場合の記載は、次によること。

(1)　「通算所得基準額 $(5)\times\frac{(6)}{(1)}$ (7)」の欄には、確定申告書等（租税特別措置法第２条第２項第28号（用語の意義）に規定する確定申告書等をいう。）に添付された別表十(五)付表二「７」の金額を記載すること。

(2)　「所得基準額（(7)と(8)のうち少ない金額）(9)」の欄は、記載しないこと。